平成２９年（フ）第５４８号
東京都江東区古石場２丁目12番４号　竹林ＡＳビル202、申立時の住所福岡県春日市小倉７丁目27番地　八重洲ハイツ007号
破産者　谷山　靖治
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６７号
福岡市早良区早良７丁目36番９号
破産者　田中　理沙
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１－６－１　マーヴェラス空Ｖ102号、住民票上の住所福岡県八女市黒木町今355番地16
破産者　中村　正道
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目151番地　ブレイズ博多南302号
破産者　百田　　亮
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６７号
福岡市東区香椎駅東３丁目２番34―102号
破産者　久保　貴裕
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８５号
福岡市早良区干隈３丁目２番８号　池田ビル101号室
破産者　松嶋　洋二
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２７号
福岡市東区馬出５丁目28番２号、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目６番１―102号　グレイス松浦
破産者　徳永　陽子
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７８号
福岡市中央区薬院２丁目５番26―503号
破産者　藤野　智之
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５号
青森県八戸市沼館３丁目４番２号　アルファー２－Ｂ、前住所岩手県久慈市大川目町第２地割３番地34　メゾンリバーサイド１号
破産者　八木沢秀子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
福島県郡山市横塚５丁目２番30号、前住所福島県郡山市安積町成田字西前坂１番地の４
破産者　橋本　真実
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
福島県郡山市日和田町字三本松70番地２、住民票上の住所福島県郡山市富久山町久保田字前田51番地の６
破産者　大桃　節子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福島県本宮市青田字孫市128番地１　コートシャルマンⅢ102号
破産者　大井　繁徳
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
福島県郡山市田村町桜ケ丘１丁目145番地、旧住所福島県郡山市富久山町久保田字南田33番地
破産者　古谷　洸太（旧姓五月女）
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
横浜市鶴見区矢向１丁目13番34号　103号室
破産者　柴田　尚洋（旧姓松本）
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１７号
横浜市港北区新羽町2062番地
破産者　岩崎　陽子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１２号
横浜市緑区東本郷６丁目３番８―817号
破産者　大河内利枝
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９８号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目１番５号
破産者　山下　　高
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１２９号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目８番９号
破産者　遠藤　眞一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可　年三月三十一日